

せいじん
ご成人おめでとうございます。

とも い ささ あ なかま
共に生きて支え合う仲間として

しょう かんが
「障がい」について考えてみませんか。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

へいせい ねん がつ にちしこう
(平成28年4月1日施行)



ほうりつ どんな法律ですか？

この法律は 障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しています。

「障 害を理由とする差別」をなくし、誰もが暮らしやすいまちをつくるための決まりを定めています。

対象となる機関は、国や地方公共団体などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者です。

たいしょうきかん 対象機関	くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体など (役所など)	みんかんじぎょうしゃ みせ かいしゃ 民間事業者（お店や会社など） こじんじぎょうしゃ えぬびーおー 個人事業者やNPOなどの ひえいりじぎょうしゃ ふく 非営利事業者も含まれます。
ふとう さべつてきと 不当な差別的取 あつか きんし り扱いの禁止	しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう さべつ 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別 きんし することを禁止しています。	
ごうりてきはいりよ 合理的配慮の ていきょう 提供	しょう ひと しゃかい なか ぼりあ と のそ なん 障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らか たいおう もと い し と き ふたん おも はんい たいおう の対応を求める意思があった時に負担が重すぎない範囲で対応するこ とを義務付けています。 (2024年4月1日より、事業者にも合理的配慮の提供が法的義務化)	

障がいのある人は社会的障壁（社会のかべ）などによって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いていることが多くあります。



社会的障壁（社会のかべ）って、たとえばどんなことですか？

ことから	たとえば、早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明
もの	たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号機
せいど制度	たとえば、近所のともだちと一緒にの学校に行くことが認められないことがあること
しゅうかん習慣	たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある成人が子ども扱いされること 接し方がわからない、何をするか、こわい、など
かんがえかた考え方	たとえば、障がいのある人は施設や病院に入って暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は結婚や子育てができない、など

障がいのある人は、社会で生活するうえでこれまで多くのバリアがありました。これらのバリアを少しでもなくすため、この法律が求めている2つのことは？

不当な差別的取扱いの禁止

たとえば⇒

- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 本人を無視して支援者などだけに話しかける。
- 電車、バス、タクシーなどにスムーズに乗車できない。



合理的配慮の提供

たとえば⇒

- 段差がある場合、スロープなどを使って補助する。
- 自分で書くことや意思伝達がむずかしいと伝えられた時に問題ない範囲で、代筆や端末機器などで対応する。





もしもしょう障こまがいなどで困ひとってる人かな?と思ったら

- ① みまも ます見守る (少しすこ変わった人かと思ひとっても、ようす 様子みを見てください。)
- ② こえ やさしく声あいてをかけて相手ひつようが必しえん要かくにんとしている支しえん援かくにんを確しえん認かくにんしましょう。
- ③ しえん そして~支しえん援ひつようが必ばあい要ひつような場ひつよう合ひつよう~

つぎ 次れいの例あが挙こじんさげられますが、それぞれ個人差があります。



いどう 移動たいへんなどが大したいふじゆう変しかくしょうそうなとき (肢しかくしょう体しかくしょう不しかくしょう自由しかくしょう、視しかくしょう覚しかくしょう障しかくしょうがい など)

こえ 声掛かけや誘ゆうどう導て、手そを添くるまえる、車おいすを推しえんすなどの支しえん援ほうほうの方法ほうほうがあります。

もじ 文字みが見しかくしょうえなくてわぜんもうかりずじゃくしらい (視しかくしょう覚ぜんもう障じゃくしがい：全ぜんもう盲じゃくし、弱じゃくし視じゃくし など)

かくだい 拡もじ大てんじぶんしよ文字よういや点よ字あ文せつめい書せつめいの用せつめい意せつめい、ませつめいたは読せつめいみ上せつめいげて説せつめい明せつめいするなどしせつめいます。

もじ 文字かを書かいわくことや会こんなん話じょうししょうが困げんごしょう難げんごしょう (上げんごしょう肢げんごしょう障げんごしょうがい、言げんごしょう語げんごしょう障げんごしょうがい など)

だいひつ 代か筆つたや代たわりぶれに伝とえたんまつる、タしよブしよレしよット端しよ末しよを使しよ用しよするなどししよます。



かいわ 会おと話きや音ちようかくしょうが聞ちようかくしょうこえちようかくしょうない (聴ちようかくしょう覚ちようかくしょう障ちようかくしょうがい)

わちようかくしょうかりちようかくしょうやすちようかくしょうく筆ちようかくしょう談ちようかくしょうや手ちようかくしょう話ちようかくしょうで伝ちようかくしょうえちようかくしょうて説ちようかくしょう明ちようかくしょうしちようかくしょうます。

しりよう 資しゃしん料えや写め真み・絵しゆだんなど、目つたで見しゆだんてわつたかる手つた段つたで伝つたえつたてみつたるなどしつたます。

ちようじかん 長しゆうちゆう時せいしんしょう間はったつしょうの集ちてきしょう中ちてきしょうがむちてきしょうずちてきしょうかちてきしょうしい (精せいしんしょう神せいしんしょう障せいしんしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい、知ちてきしょう的ちてきしょう障ちてきしょうがい)

「ゆみじかっくり」「はせつめいっきり」「ていみじかねいせつめいに」「短みじかく」説せつめい明せつめいするなどしせつめいます。

たと 例いえの言かたい方ひ (比ひゆひようげん喩ひようげん表ひようげん現ひようげん) の理り解かいがむりずかいかりしい

ちてきしょう (知せいしんしょう的せいしんしょう障せいしんしょうがい、精はったつしょう神はったつしょう障はったつしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい など)

あいて 相あ手はなに合かたわせた話せつめいし方せつめいでわせつめいかりせつめいやすせつめいく説せつめい明せつめいする。

(目めを丸まるくする ⇒ おどろく など)



たいりよく 体き力もや気じそく持じそくちの持つか続つかがむつかずつかかつかしくて疲つかれつかやすつかい

ないぶしょう (内せいしんしょう部せいしんしょう障せいしんしょうがい、精はったつしょう神はったつしょう障はったつしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい、知ちてきしょう的ちてきしょう障ちてきしょうがい)

でんしゃ 電ばす車せきやバゆすスなおもどで席にもつを譲かったり、重もい荷たいりよくてき物ふたんを代ふたんわりふたんに持ふたんったりして、体ふたん力ふたん的ふたんな負ふたん担ふたん

かる を軽いくしたり、イいスやベいンいチないど、休いめるところがいあれば案い内いするなどしいます。

しょう さまざま しゅるい おな しょう しょうじょう ていど ひと
障がいには様々な種類があり、同じ障がいでも症状や程度は人に
ちが
よって違います。

がいけん ばあい がいけん ほんだん
また、外見だけではわからない場合もありますし、外見だけの判断は
あいて たいせつ
相手を大切にしているものではありません。

しょう しゅうい りかい さぽーと
障がいがあっても、周囲の理解やサポートがあれば、たくさんできる
ことがあります。

こころづか かいしょう ばりあ
ちょっとした心遣いで解消できるバリアって、たくさんあるんだね。

ひとり はいりよ しょう ひと ひと
一人ひとりが配慮をすることで、障がいがある人もない人もだれもが

く だいっぽ
暮らしやすいまちをつくる第一歩にしましょう！！

こよう ぶんや しょう しゃ たい さべつ きんし
※ 雇用の分野でも障がい者に対する差別が禁止され、

ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむ
合理的配慮の提供が義務となりました。

しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ かいせい へいせい ねん がつ にちしこう
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成28年4月1日施行）

しょうさい はろーわーく といあ
詳細はハローワークへお問い合わせください。



くわ かまがやしほーむぺーじ らん
詳しくは鎌ヶ谷市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syoufuku/document/sabetsukaisyou-syokuintaiou/sabetsukaisyou-syokuintaiou.html>

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん といあわ そうだん
「障害者差別解消法」に関するお問合せ・相談

かまがやし けんこうふくし ぶしょう ふくしか
鎌ヶ谷市 健康福祉部障がい福祉課

かまがやししんかまがや
273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

ほうりつ かん といあわ しょむがかり ちよくつう
法律に関するお問合せ：庶務係 047-445-1305(直通)

[E-メールアドレス syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

さべつ かん そうだん しえんがかり ちよくつう
差別に関するご相談：支援係 047-445-1307(直通)

[E-メールアドレス syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp)

しょう ふくしかふあつくす
障がい福祉課FAX 047-443-2233

育つまち
鎌ヶ谷